

非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例議案

非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例（昭和22年香川県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第2条 略 (1)～(9) 略 (10) 選挙長及び選挙分会長 日額 <u>12,200円</u> (11) 選挙立会人 日額 <u>10,100円</u> (12) 略 2 略	第2条 報酬の額は、次のとおりとする。この場合において、その報酬が日額及び月額で定められている者の報酬の額は、日額の報酬の額に月額の報酬の額を加えた額とする。 (1)～(9) 略 (10) 選挙長及び選挙分会長 日額 <u>10,800円</u> (11) 選挙立会人 日額 <u>8,900円</u> (12) 略 2 略

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条第1項第10号及び第11号の規定は、令和7年7月3日から適用する。

第11号

香川県議会議員及び香川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例議案

香川県議会議員及び香川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年香川県条例第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、香川県議会の議員及び香川県知事の選挙における法第141条第1項第1号の自動車（以下「自動車」という。）の使用、法第142条第1項第3号及び第4号のビラ（以下「ビラ」という。）の作成並びに法第143条第1項第5号のポスター（以下「ポスター」という。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。 (ビラの作成における公費の支払) 第8条 略 (1) 当該ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 <u>8円38銭</u> (2) 当該ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 <u>419,000円と5円62銭</u>にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数	(趣旨) 第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、香川県議会の議員及び香川県知事の選挙における法第141条第1項第1号の自動車（以下「自動車」という。）の使用、法第142条第1項第3号及び第4号のビラ（以下「ビラ」という。）の作成並びに法第143条第1項第4号の3の個人演説会告知用ポスター（香川県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第5号のポスター（以下「ポスター」と総称する。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。 (ビラの作成における公費の支払) 第8条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第3号又は第4号の選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 (1) 当該ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 <u>7円73銭</u> (2) 当該ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 <u>386,500円と5円18銭</u>にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数

は、1 銭とする。)

(ポスターの作成における公費の支払)

第11条 略

- (1) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 586円88銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。)
- (2) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 30円73銭にその500を超える数を乗じて得た金額に609,690円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、令和8年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第8条及び第11条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

は、1 銭とする。)

(ポスターの作成における公費の支払)

第11条 県は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙区等(香川県議会の議員の選挙の当該選挙区若しくは当該選挙が行われる区域又は香川県知事の選挙の当該選挙が行われる区域をいう。以下同じ。))におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

- (1) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 541円31銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。)
- (2) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 28円35銭にその500を超える数を乗じて得た金額に586,905円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額